

平成17年11月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成16年(行コ)第52号 公文書一部非公開処分取消請求控訴事件〔原審・名古屋地方裁判所平成9年(行ウ)第11号〕

口頭弁論終結日 平成17年9月15日

判 決

控訴人兼被控訴人(1審原告)

(以下「1審原告」という。)

同訴訟代理人弁護士	新 海 聡
同	佐 久 間 信 司
同	杉 浦 龍 至
同	滝 田 誠 一
同	西 野 昭 雄

外6名

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

被控訴人兼控訴人(1審被告)

愛 知 県 知 事
神 田 真 秋

(以下「1審被告」という。)

同訴訟代理人弁護士	佐 治 良 三
同	高 橋 太 郎
同 指 定 代 理 人	戸 邊 博 夫
同	加 藤 慎 也
同	岩 田 昭 仁

外4名

主 文

1 1審被告の控訴に基づき、原判決主文2項中、別紙目録1及び2記載に

係る部分を次のとおり変更する。

- 2 1 審被告が1 審原告に対し、平成9年3月21日付けでした平成7年度1月から3月分の愛知県商工部万博誘致対策局の食糧費に係る予算執行書、支出金調書についての公文書非公開決定のうち、次の各部分について非公開とした決定を取り消す。
 - (1) 原判決別表二の予算執行書のうち番号1, 3, 6, 7及び10の各文書中、懇談会の名称及び議題、懇談の相手方等の所属名、職名、肩書、氏名等の懇談会の相手方出席者が識別され得る部分
 - (2) 原判決別表二の支出金調書のうち番号1, 3, 6, 7及び10の各文書中、摘要欄に記載された懇談会の名称や肩書等の懇談会の相手方出席者が識別され得る部分
- 3 1 審原告のその余の請求を棄却する。
- 4 第1項に関する訴訟（差戻し前の控訴審及び上告審を含む。）の総費用は、これを2分し、その1を1 審原告の、その余を1 審被告の各負担とする。
- 5 なお、原判決別表二の予算執行書のうち、番号10の「出席者が分かる部分」の「関連措置」欄の○印を削除し、番号12の「出席者が分かる部分」の「関連措置」欄に○印を付加する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 1 審被告

- (1) 原判決中、別紙目録1及び2記載に係る部分を取り消す。
- (2) 上記取消に係る1 審原告の請求を棄却する。
- (3) 訴訟の総費用は、全ての訴訟手続（差戻し前の控訴審、上告審を含む。）を通じて、1 審原告の負担とする。

2 1 審原告

(1) 本件控訴を棄却する。

(2) 控訴費用（差戻し前の控訴審，上告審を含む。）は，1審被告の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は，1審原告が，1審被告に対し，愛知県公文書公開条例（昭和61年愛知県条例第2号，以下「本件条例」という。なお，本件条例は，平成12年愛知県条例第14条により全面改正された。）に基づき，平成7年度1月から3月分の愛知県商工部万博誘致対策局の食糧費に係る予算執行書，支出金調書及び請求書の公開を請求したところ，平成9年3月21日，1審被告から一部の非公開処分を受けたため，非公開処分の一部〔①原判決別表二の予算執行書（以下「本件予算執行書」という。）の「店名（場所）が分かる部分」及び「出席者が分かる部分」，②原判決別表二の支出金調書（以下「本件支出金調書」という。）の「受取人の氏名」及び「摘要のうち出席者の分かる部分」，③原判決別表二の請求書（以下「本件請求書」という。）の「請求者の住所，氏名，電話番号及び商標その他請求者が特定できる部分」並びに「愛知県職員の職，氏名，印影及び署名」〕に違法があるとして，1審原告が1審被告に対し，上記非公開部分の一部について取消を求めた抗告訴訟である。

1審は，上記請求のうち，①本件予算執行書のうち，原判決別表二の番号（以下「番号」という。）9，11ないし16の「店名（場所）が分かる部分」，②本件支出金調書のうち，番号9，11ないし13の「摘要のうち出席者の分かる部分」並びに番号9，11ないし13，17及び18の「受取人の氏名」，③本件請求書のうち，番号9，11ないし13，17及び18の「請求者の住所，氏名，電話番号及び商標その他請求者が特定できる部分」及び「愛知県職員の職，氏名，印影及び署名」のうち「職」の部分の訴えを却下し，④本件予算執行書のうち，番号1ないし3，6ないし16の「出席者が分かる部分」，並びに番号1ないし8及び10の「店名（場所）が分かる部分」，⑤本件支出

金調書のうち、番号1ないし3, 6ないし8及び10の「摘要のうち出席者の分かる部分」、並びに番号1ないし8及び10の「受取人の氏名」、⑥本件請求書のうち、番号1ないし8及び10の「請求者の住所、氏名、電話番号及び商標その他請求者が特定できる部分」、並びに番号1ないし13, 17及び18の「愛知県職員の職、氏名、印影及び署名」(ただし、番号9, 11ないし13, 17及び18については、職を除いた部分)の非公開決定の取消しを認め、その余の請求を棄却したため、当事者双方がこれを不服としてそれぞれ控訴した〔当裁判所平成11年(行コ)第34号〕。

控訴審は、原判決(1審)の上記④と⑤の非公開決定の取消部分を変更して、①本件予算執行書のうち、番号1ないし3, 6ないし16の各文書中の「出席者が分かる部分」、番号1ないし8及び10の各文書中の「店名(場所)が分かる部分」、並びに番号4及び5の各文書中の「出席者が分かる部分」のうち愛知県側職員の出席者が記載された部分、②本件支出金調書のうち、番号1ないし3, 6ないし8及び10の各文書中の「摘要のうち出席者の分かる部分」、番号1ないし8及び10の各文書中の「受取人の氏名」、並びに番号4及び5の各文書中の「摘要のうち出席者が分かる部分」のうち愛知県側職員の出席者が記載された部分の非公開決定の取消しを認め、1審原告のその余の控訴及び1審被告の控訴をいずれも棄却したため、1審被告がこれを不服として上告及び上告受理を申し立てた〔最高裁平成13年(行ツ)第261号, 同年(行ヒ)第244号〕。

上告審は、上告を棄却し〔最高裁平成13年(行ツ)第261号〕, 上告受理申立てのうち、本件予算執行書の番号1ないし3, 6ないし16の「出席者が分かる部分」並びに本件支出金調書の番号1ないし3, 6ないし8及び10の「摘要のうち出席者が分かる部分」について上告を受理して審理した結果、原判決(1審)が非公開決定を取り消した部分のうち、別紙目録記載の部分について、本件条例6条1項2号所定の非公開情報に該当しないとした控訴審の

判断は是認できないとして、控訴審の判決を破棄し、上記部分を差し戻し、その余の上告を棄却した〔最高裁平成13年（行ヒ）第244号〕。

したがって、当審での審理の対象は、上記差し戻し部分のみである。

2 争いのない事実等は、次のとおり原判決を訂正するほか、原判決「事実及び理由」の「第二 事案の概要」二のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決11頁10行目から12頁6行目までを削除する。

(2) 原判決13頁8行目から14頁3行目までを次のとおりに改める。

「本件において、1審原告が取消を求める対象となる処分は、本件非公開決定のうち、本件予算執行書については、番号1ないし3、6ないし13の出席者を識別できる部分、本件支出金調書については、番号1ないし3、6ないし8、10の摘要欄のうち出席者を識別できる部分にかかる決定(以下「本件処分」という。)である。」

(3) 原判決14頁5行目の「①」及び7行目の「、②職員の」から8行目の「弁当の購入代」までをいずれも削除する。

(4) 原判決14頁11行目の「三種類」を「二種類」に改める。

(5) 原判決15頁2行目の「番号1ないし8」を「番号1ないし3、6ないし8」に、7行目の「甲三の一ないし」を「甲三の一ないし三、六ないし」にそれぞれ改める。

(6) 原判決15頁9行目の「、九号」、16頁8行目から17頁1行目まで、同頁11行目の「、九号」、18頁8行目から20頁2行目まで、同頁8行目の「、九号」及び21頁1行目から22頁8行目までをいずれも削除する。

3 争点

本件各文書は、本件条例6条1項2号所定の非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）に該当するか。

(1) 各懇談会の相手方出席者が国又は地方公共団体の公務員であるかどうか。

(2) 各懇談会の相手方出席者が公務員でない場合には、その出席が法人等の行

為そのものと評価されるものであるかどうか。

(3) 相手方出席者の懇談会の出席に係る情報が「個人に関する情報」に該当するかどうか。

4 当審における争点に対する当事者の主張

本件の前記上告審は、本件条例6条1項2号にいう「個人に関する情報」は、『事業を営む個人の当該事業に関する情報』が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人にかかわりのある情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、原則として、同号所定の非公開情報に該当するというべきである。もっとも、本件条例において法人等に関する情報の非公開事由が別途定められていることに照らせば、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為など当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、同号所定の非公開情報には該当しないというべきである。また、本件条例の趣旨、目的に照らせば、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が同号本文にいう『個人』に当たることを理由に同号所定の非公開情報に該当するとはいえないものと解するのが相当である。」と判断する。その上で、同上告審は、本件予算執行書(番号1ないし3, 6ないし13の各文書)及び本件支出金調書(番号1ないし3, 6ないし8, 10の各文書)は、食糧費を支出して開催された懇談会に関する文書で、懇談会の出席に係る情報が記載されているところ、相手方出席者が国又は地方公共団体の公務員であるのかどうか、公務員でない場合には、上記懇談会への出席が法人等の行為そのものと評価されるものであるのかどうかなどについて事実を確定して、懇談会の相手方の出席に関する情報が本件条例6条1項2号所定の非公開情報に該当するかどうかについて判断させるため、本件を当裁判所へ差し戻したものであって、当裁判所は、上告審の上記法律上の判断に拘束される(民訴法325条3項)。

以上を前提とする、当審における争点に対する当事者の主張は、以下のとおりである。

(1) 平成8年1月26日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金調書のうち、番号1）

ア 1審被告

相手方出席者は全員公務員である。

公務員の「氏名」が当該個人の私事に関する情報であるか否かについては、具体的な事例に則して個別的に判断すべきところ、情報公開法上、公務員の氏名は、同法5条1号ただし書イ又はロに該当しない限り、原則は非公開情報としていること、本件条例6条1項2号は、条文上公務員の職務遂行に係る情報を非公開情報の例外とする事項として定めていないこと、知事交際費においては、相手方が識別され得るものは、例外的に外部に公表、披露されることがもともと予定されているものを除いては、相手方が公務員であっても、「私事に関する情報（のうち性質上公開に親しまない個人情報）」に該当し、非公開情報にあたること〔最高裁平成8年（行ツ）第210号・第211号平成13年3月27日第三小法廷判決・判例地方自治214号10頁参照〕などからすれば、食糧費においても相手方等が識別され得る情報である氏名については、交際費と同様に、公表が予定されているものを除き、公務員であっても非公開情報に該当し、当該個人の私事に関する情報である。

したがって、懇談会の相手方出席者が識別され得る部分は、当該公務員の私事に関する情報が含まれることから、本件非公開情報に該当する。

イ 1審原告

公務員が公務を遂行した場合の公務員の氏名は、公務員の私事に関する情報ではないから、本件条例6条1項2号所定の「個人に関する情報」に該当しない。そして、本件で問題となっている懇談会は、万博誘致に関し

て行われたものであり、万博誘致事業は閣議によって国家事業として推進することが決定されている以上は、誘致に向けた懇談会は出席公務員にとって原則として公務として行われたものであることは明らかである。

したがって、懇談会の相手方出席者名は、非公開情報に該当しない。

(2) 平成8年2月1日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金調書のうち、番号2）

ア 1 審被告

相手方出席者は、公務員でも、法人等の代表者等でもない。

愛知県としては、当該相手方出席者には、有識者個人として当該懇談会に出席してもらったものである。

したがって、懇談会の相手方出席者が識別され得る部分は、本件非公開情報に該当する。

イ 1 審原告

一般に、国や行政が事業を行ったり、計画立案を行ったりする場合には、学識経験者等に意見を求めたり、学識経験者を審議会等のメンバーとするなどが一般的である。その場合、行政主体は、当該学識経験者の保有する学識経験を行政目的に生かすことを期待して、学識経験者（有識者）とさまざまなかかわりを持つ。そうすると、公務員の身分を持たない者であるとしても、公共の事業に当該学識経験を生かして携わる以上は、私的活動と評価される場合はごく例外的である。

また、有識者に対して国又は行政が意見を聴取したり、事務を委託したりする場合には、国や行政は当該有識者名を公表することが通常である。

そうしてみると、有識者が懇談会に参加しているという、いわば当該有識者が国や行政の事務を委託されている場合には、当該有識者の私的活動ではなく、公務員の場合と公開に区別を設ける理由はないし、国や愛知県において当該有識者が万博の誘致や立案に関与していることを特に秘匿し

ていない場合には、個人に関する情報に該当しないか、または公開が予定された情報として、非公開とすることは許されない。

したがって、本件非公開情報に該当しない。

(3) 平成8年2月3日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金調書のうち、番号3）

ア 1 審被告

相手方出席者は、公務員であり、大学に在職する学者である。

愛知県としては、当該相手方出席者には、有識者個人として当該懇談会に出席してもらったものであり、かつ、当日は土曜日で大学も休日であって、当該相手方出席者が当該懇談会に出席したのは、むしろ、私的な社会活動の一環であって、公務の遂行として出席したものではない。

したがって、公務員の職務の遂行に関する情報ではなく、また、公務員個人の私事に関する情報が含まれることから、本件非公開情報に該当する。

イ 1 審原告

大学に在籍する学者で、かつ公務員である者が、当該学識経験を理由に懇談会に出席することは、当該公務員である学者の本来の職務か、あるいは本来の職務に密接関連する仕事であって、少なくともこれを私事ということとはできない。

また、懇談会が土曜日に行われたことについても、学識経験者としての資格で懇談会に参加している以上、当該懇談会への参加が私事に属することになるものでもない。また、この学者が万博誘致活動に学識経験者として関与していることが報道され、あるいは愛知県や国が公表している場合には、懇談会への参加も公開予定情報に該当するはずであり、個人情報として非公開とするのは誤りである。

したがって、本件非公開情報に該当しない。

(4) 平成8年3月5日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金

調書のうち、番号6)

ア 1 審被告

相手方出席者は、公務員であり、大学に在職する学者である。

愛知県としては、当該相手方出席者には、有識者個人として当該懇談会に出席してもらったものであり、かつ、当日は、火曜日の午後6時以降に開催されたものであって、当該相手方出席者が当該懇談会に出席したのは、職務の遂行として出席したものではない。

したがって、公務員の職務の遂行に関する情報ではなく、また、公務員個人の私事に関する情報が含まれることから、本件非公開情報に該当する。

イ 1 審原告

前記したように、当該学者の学識経験をもとに懇談会での意見交換が期待されている以上は、当該懇談会への参加は公務員としての職務遂行行為そのものであって、これを私事とみることは到底できず、また、この学者が学識経験者として万博誘致に関与していることが特に秘匿されていない場合には、懇談会へ参加したことも公開が予定されている情報に該当する。

したがって、本件非公開情報に該当しない。

(5) 平成8年3月16日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金調書のうち、番号7）

ア 1 審被告

相手方出席者は、全員公務員である。

愛知県としては、当該相手方出席者には、有識者個人として意見を聞くために、当該懇談会に出席してもらったものであり、かつ、当該懇談会が実施された当日は、土曜日で官公庁も休日であるから、職務の遂行として出席したものではない。

したがって、公務員の職務の遂行に関する情報ではなく、また、公務員個人の私事に関する情報が含まれることから、本件非公開情報に該当する。

イ 1 審原告

公務員として相当に高い責任と地位を持つ者が、公務員としての職務経験をもって有識者とされているのであって、懇談会への参加は公務の執行そのものではないとしても、公務の遂行と密接にかかわるものといえる。また、かかる場合には、万博誘致に関与していることも秘匿されていないはずであり、公開が予定されている情報またはこれに準ずる情報に該当する。

したがって、本件非公開情報に該当しない。

(6) 平成8年3月17日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金調書のうち、番号8）

ア 1 審被告

相手方出席者は7名であり、そのうち公務員が3名、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が3名、それ以外の者が1名である。

公務員については、愛知県としては、有識者個人として意見を聞くために出席してもらったもので、かつ、当日は日曜日で官公庁も休日であるから、当該3名の公務員は、公務員であっても、その職務の遂行として出席したものではない。

法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者については、愛知県としては、有識者個人として意見を聞くために出席してもらったもので、当該3名の者は当該法人等の職務の遂行として出席したものではなく、当該法人等の行為そのものと評価される行為でない。

また、公務員でも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもない者については、愛知県としては、有識者個人として意見を聞くために、当該懇談会に出席してもらったものである。

したがって、懇談会の相手方出席者が識別され得る部分は、本件非公開情報に該当する。

なお、本件条例6条2項は、その文理に照らすと、1個の公文書に複数の情報が記録されている場合において、それらの情報の中で同条1項各号のいずれかの事由（非公開事由）に該当するものがあるときは、当該部分を除いたその余の部分についてのみ、これを公開することを実施機関に義務付けているにすぎない。すなわち、本件条例には、公開請求にかかる公文書に記録されている情報が条例所定の非公開事由に該当するにもかかわらず、当該情報の一部を除くことにより、残余の部分のみであれば非公開事由に該当しないことになるものとして、当該残余の部分を公開すべきものとする定めは存在しない〔個人識別情報に関するこのような例として、行政機関の保有する情報の公開に関する法律6条2項、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）8条2項参照〕。そうすると、本件条例6条2項の解釈としては、非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを公開することまでも実施機関に義務付けているものと解することはできない。したがって、実施機関において、情報を細分化することなく一体として非公開決定をしたときに、住民等は、実施機関に対して、同条2項を根拠として、公開することに問題のある箇所のみを除外してその余の部分を公開するよう請求する権利はなく、裁判所もまた、当該非公開決定の取消訴訟において、実施機関がこのような態様の部分公開をすべきであることを理由として当該非公開決定の一部を取り消すことはできないというべきである（最高裁平成14年2月28日判決・民集56巻2号467頁，最高裁平成13年3月27日判決・民集55巻2号530頁参照）。

そうすると、本件予算執行書のうち、番号8の文書においては、「2 執行の内容」の出席者欄を個人情報として一体として非公開決定していることからすれば、「2 執行の内容」中出席者欄については、非公開事由

に該当する独立した一体的な情報であると解すべきである。

したがって、1審被告は、本件予算執行書のうち、番号8の文書のうち「2 執行の内容」中出席者欄については、本件条例6条1項2号の非公開事由に該当する部分を除いて開示すべき義務を負うものではない。

以上によれば、いずれの理由によっても、相手方出席者が識別され得る部分はすべて本件非公開情報に該当する。

イ 1審原告

3名の公務員については、前記したとおり、公務の遂行と密接に関わるものであり、私的活動とみることはできない。

また、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者についても、法人の活動は経済活動のみならず、経済活動を超えた社会的な活動も法人の活動に含まれ、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が、万博の誘致等を目的とする懇談会に参加することは法人の行為そのものに該当する。

さらに、公務員でも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもない者についても、前記したとおり、個人に関する情報に該当しないか、または公開が予定された情報に該当する。

また、独立した一体的な情報については、出席者氏名の一つ一つが独立した一体的な情報であり、懇談会の出席者の氏名の一つないしいくつかを非公開としても、残りの出席者名が公開されれば、出席者情報として有意的であることは明らかである。本件では、出席者氏名が個人情報であり、かつ、個人識別情報であるため、出席者の氏名を非公開にすれば、当該出席者が懇談会に参加したという情報全体が非公開になるのであって、そもそも部分公開の問題は発生しないのである。

したがって、本件非公開情報に該当しない。

(7) 平成8年3月18日開催の懇談会について（本件予算執行書のうち、番号

9)

ア 1 審被告

相手方出席者は27名であり、そのうち、公務員が13名（うち4名が大学に在職する学者）、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が2名、公務員でも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもない者が12名である。

公務員のうちの学者4名については、愛知県としては、当該相手方出席者には、有識者個人として出席してもらったものであり、かつ、当該相手方出席者が当該懇談会に出席したのは、職務の遂行ではない。

また、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者については、愛知県としては、当該相手方出席者には、有識者個人として出席してもらったものであり、当該法人等の職務の遂行として出席したものではなく、当該懇談会への出席は当該法人等の行為そのものと評価される行為ではない。

さらに、公務員でも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもない者については、愛知県としては、当該相手方出席者には、有識者個人として意見を聞くために出席してもらったものである。

そうすると、学者でない公務員以外の相手方出席者が識別され得る部分は、本件非公開情報に該当する。

なお、本件予算執行書のうち、番号9の文書のうち「2 執行の内容」中出席者欄については、非公開事由に該当する独立した一体的な情報であると解すべきであり、1審被告は、本件条例6条1項2号の非公開事由に該当する部分を除いた部分について開示すべき義務を負うものではない。

したがって、相手方出席者が識別され得る部分は全て本件非公開情報に該当する。

イ 1 審原告

公務員13名については、懇談会への出席は公務の遂行であって、個人

に関する情報とはいえない。このうち、大学に在職する学者4名についても、前記したとおり、個人に関する情報ではない。

法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者についても、前記したとおり、法人の活動そのものと見ることができるから、個人に関する情報にあたらぬ。

それ以外の有識者も、前記したとおり、非公開とすることは許されない。

また、独立した一体的な情報についても、前記したように、出席者の氏名一つ一つを情報の単位とすべきである。

したがって、本件非公開情報に該当しない。

(8) 平成8年3月29日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金調書のうち、番号10）

ア 1 審被告

相手方出席者は、全員公務員である。

前記(1)と同様の理由により、相手方出席者が識別され得る部分は、公務員個人の私事に関する情報が含まれることから、本件非公開情報に該当する。

イ 1 審原告

前記(1)と同様に、公務員の私事に関する情報とはいえ、公開されるべきである。

したがって、本件非公開情報に該当しない。

(9) 平成8年2月16日開催の懇談会について（本件予算執行書のうち、番号11）

ア 1 審被告

相手方出席者は4名で、そのうち、公務員が2名、公務員でも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもない者が2名である。

公務員でも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもない者

については、愛知県としては、当該相手方出席者には、有識者個人として意見を聞くために出席してもらったものである。

そうすると、公務員以外の相手方出席者が識別され得る部分は、本件非公開情報に該当する。

なお、本件予算執行書のうち、番号11の文書のうち「2 執行の内容」中出席者欄については、非公開事由に該当する独立した一体的な情報であると解すべきであり、非公開事由に該当する前記部分を除いた部分について開示すべき義務を負うものではない。

したがって、相手方出席者が識別され得る部分は全て本件条例6条1項2号所定の非公開情報に該当する。

イ 1 審原告

公務員については、前記したとおりであり、それ以外の2名の有識者も、前記したように、いずれにしても個人情報には該当しない。部分公開についても前記のとおりである。

したがって、本件非公開情報に該当しない。

(10) 平成8年2月22日開催の懇談会について（本件予算執行書のうち、番号12）

ア 1 審被告

相手方出席者は、公務員ではなく、また、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもない。

愛知県としては、当該相手方出席者には、有識者個人として意見を聞くために、当該懇談会に出席してもらったものである。

したがって、相手方出席者が識別され得る部分は、本件非公開情報に該当する。

イ 1 審原告

有識者については、前記したとおりであり、また、部分公開についても

前記のとおりである。

したがって、本件非公開情報に該当しない。

(1) 平成8年3月1日開催の懇談会について（本件予算執行書のうち、番号13）

ア 1 審被告

相手方出席者は11名であり、そのうち、公務員が1名、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもない者が10名である。

公務員でも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもない者については、愛知県としては、当該相手方出席者には、有識者個人として意見を聞くために、当該懇談会に出席してもらったものである。

そうすると、公務員以外の相手方出席者が識別され得る部分は、本件非公開情報に該当する。

なお、本件予算執行書のうち、番号13の文書のうち、「2 執行の内容」中出席者欄については、非公開事由に該当する独立した一体的な情報であると解すべきであり、非公開事由に該当する前記部分を除いた部分について開示すべき義務を負うものではない。

したがって、相手方出席者が識別され得る部分は全て本件非公開情報に該当する。

イ 1 審原告

公務員、有識者、部分公開については、いずれも前記したとおりである。

したがって、本件非公開情報に該当しない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、別紙目録1及び2記載の部分のうち、本件予算執行書及び本件支出金調書の番号1、3、6、7及び10の各文書の相手方出席者が識別され得る部分を非公開とした決定は違法であり、取消しを免れないが、その余の各文書の相手方出席者が識別され得る部分を非公開とした決定は適法であると判

断する。その理由は次のとおりである。

2 国際博覧会の誘致活動、各懇談会の開催の事実及び目的等について

原判決（1審）を次のとおり訂正するほか、原判決（同）「事実及び理由」の「第三 当裁判所の判断」三二（一）、（二）のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決78頁3行目の「乙五、」の次に「18ないし24、25の1、2、乙26、27の1、2、乙28の1ないし16、乙29、30の1、2、乙31ないし35、36の1ないし5、乙37、38」を加え、同行目の「三九の二ないし八」を「39の1ないし8」に改め、「八六、」の次に「検乙1」を加える。
- (2) 原判決82頁4行目の「閣議了解後」を「同年12月の前記閣議了解後」に改める。
- (3) 原判決88頁7行目の「乙八五、」の次に「87、」を加える。

3 本件条例6条1項2号該当性（個人識別情報）について

- (1) 本件条例6条1項2号にいう「個人に関する情報」は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人にかかわりのある情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、原則として、同号所定の非公開情報に該当するというべきである。もっとも、本件条例において法人等に関する情報の非公開事由が同条項3号に定められていることに照らせば、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為など当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、同条項2号所定の非公開情報には該当しないというべきである。また、本件条例の趣旨、目的に照らせば、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が同号本文にいう「個人」に当たることを理由に同号所定の非公開情報に該当すると

はいえないと解するのが相当である〔最高裁平成10年(行ヒ)第54号同15年11月11日第三小法廷判決・民集57巻10号1387頁,最高裁平成11年(行ヒ)第145号同15年11月21日第二小法廷判決・裁判集民事211号659頁参照〕。

(2) 1審被告は,本件各懇談会への相手方出席者について,公務員,公務員で大学に在職する学者,法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者,それ以外の者と区分しているのので,上記区分にしたがって,「個人に関する情報」といえるかどうかについて,まず検討する。

ア 相手方出席者が公務員(大学に在職する学者を除く。)である場合について

本件条例は,愛知県の県政に関する情報を広く県民に公開することにより,開かれた県政を推進し,県政に対する県民の理解を深め,県民と県との信頼関係を増進することを目的(本件条例1条)として定められたものであるところ,国又は他の地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報についても,国又は当該地方公共団体においても同様の責務を負うべき関係にあることから,愛知県の県政に関する情報を広く県民に公開することにより県政に対する県民の理解と信頼の確保を図ろうとする目的を達成するため,愛知県の公務員の職務の遂行に関する情報と同様に公開されるべきものとして取り扱うのが本件条例の趣旨であると解される。

そして,前記のとおり,本件各懇談会は,BIE総会における国際博覧会の日本への誘致決定を実現させるために,愛知県が,BIE加盟各国を始めとする諸外国等に対してその支持と協力とを求めて展開した誘致活動の一環として開催したものであり,各種の支持要請活動をより効果的に行うために,学者,知識人,自然保護団体代表者,市民団体代表者,労働団体代表者,マスコミ関係者,財界及び官界の要人など各界各層の要人,有識者を招へいして行われた懇談会であること,本件各文書は,平成8年1

月26日から同年3月29日までに、いずれも愛知県商工部万博誘致対策局が実施した上記懇談会に伴う食事代や茶代の支払に関するものであることが認められる。

以上のような本件各懇談会の趣旨、目的等からすると、国又は愛知県以外の地方公共団体の公務員については、在籍する官庁の職務と離れた個人的な立場から意見を交換し、情報を提供するために出席したものではなく、その職務に関して愛知県側からの説明や意見交換等をするために出席したものといえることができる。そうすると、公務員である当該相手方出席者は、その職務の遂行として本件各懇談会に出席したものであり、本件各懇談会への出席に係る情報は、公務員の職務の遂行に関する情報であり、その私事に関する情報を含むものではないから、「個人に関する情報」に当たらないというべきである。

なお、1審被告は、公務員の「氏名」は、個人に関する情報であると主張する。しかしながら、「氏名」が特定の個人を識別するもっとも重要な情報であり、「氏名」の公表に対する個人のプライバシーがあるとしても、前記のとおり、「個人に関する情報」は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何らの限定をしておらず、公務員個人が本件条例6条1項2号本文にいう「個人」に当たることを理由に本件非公開情報に該当するとはいえないのであって、これを理由に公開を拒むことはできない。したがって、1審被告の上記主張は、採用できない。

さらに、1審被告は、上記公務員についても、有識者としての意見を聞くために出席したものであり、公務員の職務の遂行に関する情報ではないと主張する。しかしながら、前記のとおり、本件各懇談会が各種の支持要請活動をより効果的に行うために開催されたものであること、また、日本政府においても、平成7年12月の閣議了解後、平成8年1月に（当時の）

通商産業省に21世紀国際博覧会推進室が設置され、国として2005年国際博覧会開催申請をBIEに対してするという意思決定がされ、今後予定されるBIE調査団への対応、あるいは国際博覧会の構想の具体化を進める、あるいは誘致活動を進めるための組織を整備した状況にあったことなどからすれば、国又は愛知県以外の地方公共団体の公務員がその職務を離れて個人的な立場から意見を述べることは考えられず、また、本件各懇談会が公務員としての本来の勤務時間中に開催されたものか、それ以外かをもって、公務員の職務の遂行としての出席か個人としての社会的活動としての出席かを区別することはできず、他に公務員の職務を離れた個人的な社会的活動として出席したことを窺わせる事情の主張立証がない。したがって、1審被告の上記主張は採用できない。

イ 相手方出席者が公務員で、大学に在職する学者である場合について

大学に在職する学者については、その個人的な学識経験に基づいて本件各懇談会での意見を聞くことも十分に考えられ、当該学者が併せて公務員の身分をも有していた場合に、上記相手方出席者の本件各懇談会への出席に係る情報が、公務員の職務の遂行に関する情報といえるか、公務員個人の私事に関する情報といえるかが問題となる。

しかしながら、たとえ、学者の学識経験に基づく意見であっても、当該学者は、国公立大学に在職する学者として専門的な学問の研究及び同大学等での教育を行うものであり、これらにより培われた学識経験等の蓄積自体がまさにその職務の遂行から得られるものであって、それを前提にその意見を聞くことも、その職務の遂行の一環ということができる。そして、学者が在職する大学が国公立大学であるために、公務員としての身分を有している場合には、学者としての学識経験に基づく意見を述べることも、公務員の職務の遂行というべきであり、自らの専門分野等とは関係なく、一般社会人としての一個人の意見を聞く場合など特別な事情がない限り、

公務員の職務の遂行というべきである。

したがって、前記した本件各懇談会の趣旨、目的等からすれば、公務員であり、大学に在職する学者の本件各懇談会の出席に係る情報は、公務員の私事に関する情報が含まれているとはいえ、本件非公開情報には該当しない。

なお、本件各懇談会が勤務時間中に開催されたかどうか、上記結論に影響を与えないことは、前記したとおりである。

ウ 相手方出席者が法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者である場合について

法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者については、その社会的活動にかかわる情報であるところ、前記した本件各懇談会の趣旨、目的等（本件各懇談会が各種の支持要請活動をより効果的に行うために開催されたものであることなど）に照らせば、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が、当該法人等の職務として本件各懇談会に出席したとは通常考えられず、万博開催に関する助言や意見交換を行うために出席したものと推認することができ、いわば有識者としての出席であって、その行為を所属する法人等の行為そのものと評価することはできない。

したがって、当該相手方出席者の本件各懇談会への出席に係る情報は、当該法人等の行為そのものと評価する行為に関する情報ではなく、「個人に関する情報」に当たり、特定の個人を識別し得るものであり、本件非公開情報に該当する。

エ 公務員、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者以外の者について

本件条例6条1項2号の「個人に関する情報」は、個人にかかわりのある情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、原則として、本件非公開情報に該当するものであるから、相手方出席者が公務

員、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者以外の者についての本件各懇談会への出席に関する情報は、個人に関する情報として、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、本件非公開情報に該当する。

なお、1審原告は、有識者に対して国又は行政が意見を聴取したり、事務を委託したりする場合には、国や行政は当該有識者名を公表するのが通常である(本件条例6条1項2号ただし書口に該当する事由)と主張する。

しかしながら、有識者が本件各懇談会に出席して意見交換等を行うことが、愛知県から県の事務の委託を受けたものとはいえないことはもちろん、本件全証拠によるも、本件各懇談会への出席者名を公表することを予定していたとは認められず、また、相手方出席者も自分の氏名等が公開されることを予想する状況にあったとも考えられないから、1審原告の上記主張は到底採用できない。

- (3) 次に、本件各文書中に、本件非公開情報とそうでない情報が含まれている場合に、本件条例6条2項により、本件非公開情報以外の情報の開示(部分開示)が認められるかどうかについて検討する。

本件条例6条2項は、「実施機関は、公文書に前項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記載されている場合において、当該該当する情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、その分離により公文書の公開の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該該当する情報に係る部分を除いて、公文書の公開をしなければならない。」と定めているところ、その文理に照らすと、ある特定の公文書に複数の情報が記録されている場合において、それらの情報のうちの一部が、同条1項各号のいずれかの事由に該当するものであるときは、当該部分を除いたその余の部分についてのみ、これを公開することを実施機関に義務付けているにすぎない。すなわち、本件条例には、公開請求に係る公文書に記録されている情報が条例所定の非公開事

由に該当するにもかかわらず，当該情報の一部を除くことにより，残余の部分のみであれば，非公開事由に該当しないことになるものとして，当該残余の部分を開すべきものとする定めは存在しない。そうすると，上記のような定めを欠く本件条例6条2項の解釈としては，非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し，その一部を非公開とし，その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報は記録されていないものとみなして，これを公開することまでも実施機関に義務付けているものと解することはできない。したがって，実施機関においてこれを細分化することなく一体として非公開決定をしたときに，住民等は，実施機関に対し，同条2項を根拠として，公開することに問題のある箇所のみを除外して，その余の部分を開するよう請求する権利はなく，裁判所もまた，当該非公開決定の取消訴訟において，実施機関がこのような態様の部分公開をすべきであることを理由として，当該非公開の一部を取り消すことができないものと解される（最高裁平成14年2月28日第一小法廷判決・民集56巻2号467頁参照）。

そうすると，本件各文書中に記録されている情報が複数の情報であって，非公開事由に該当する情報を除いた部分を公開することが，独立した一体的な情報をさらに細分化することになるかどうかについては，本件各文書ごとに検討する必要がある。

4 各文書ごとの検討

- (1) 平成8年1月26日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金調書のうち，番号1）

ア 本件予算執行書について

証拠（甲3の1の1）及び弁論の全趣旨によれば，平成8年1月26日に開催された懇談会の予算執行書には，出席者が分かる部分を非公開情報として，「題名」欄の一部，「1 執行の目的」欄の一部，「2 執行の内容」欄のうちの日時（時間）及び出席者欄を空白として公開されているこ

と、上記懇談会への相手方出席者の全員が公務員であることが認められる。

そうすると、前記したとおり、相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえ、非公開情報に該当しないのであるから、1審被告が非公開情報に該当するとして、これを非公開とした決定は違法であるといわざるを得ない。

イ 本件支出金調書について

証拠（甲3の1の2）及び弁論の全趣旨によれば、前記同日に開催された懇談会の支出金調書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「摘要」欄の懇談会名の一部を空白として公開されていることが認められる。

上記懇談会の出席者が全員公務員であることは、前記のとおりであるところ、相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえ、非公開情報に該当しないことは、前記のとおりであるから、1審被告が非公開情報に該当するとして、これを非公開とした決定は違法であるといわざるを得ない。

(2) 平成8年2月1日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金調書のうち、番号2）

ア 本件予算執行書について

証拠（甲3の2の1）及び弁論の全趣旨によれば、平成8年2月1日に開催された懇談会の予算執行書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時（時間）及び出席者欄を空白として公開されていること、上記懇談会への相手方出席者の全員が公務員でも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもないことが認められる。

そうすると、前記したとおり、相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別し得るものであるから、非公開情報に該当する。

したがって、1審被告が非公開情報に該当するとして、これを非公開とした決定に違法はない。

イ 本件支出金調書について

証拠（甲3の2の2）及び弁論の全趣旨によれば、前記同日に開催された懇談会の支出金調書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「摘要」欄の懇談会名の一部を空白として公開されていることが認められる。

上記懇談会の出席者が公務員でも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者ではないことは、前記のとおりであり、相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報である。そして、これは、他の情報と併せることによって特定の個人を識別し得るものであるから、非公開情報に該当するといえる。

したがって、1審被告が非公開情報に該当するとして、これを非公開とした決定に違法はない。

(3) 平成8年2月3日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金調書のうち、番号3）

ア 本件予算執行書について

証拠（甲3の3の1）及び弁論の全趣旨によれば、平成8年2月3日に開催された懇談会の予算執行書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時（時間）、議題及び出席者欄を空白として公開されていること、上記懇談会への相手方出席者の全員が公務員であり、大学に在職する学者であることが認められる。

そうすると、前記したとおり、相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえず、非公開情報に該当しないのであるから、1審被告が非公開情報に該当するとして、これを非公開とした決定は違法であるといわざるを得ない。

イ 本件支出金調書について

証拠（甲 3 の 3 の 2）及び弁論の全趣旨によれば、前記同日に開催された懇談会の支出金調書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「摘要」欄の懇談会名の一部及び出席者名を空白として公開されていることが認められる。

上記懇談会の出席者が全員公務員であり、大学に在職する学者であることは、前記のとおりであるところ、相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえ、非公開情報に該当しないことは、前記のとおりであるから、1 審被告が非公開情報に該当するとして、これを非公開とした決定は違法であるといわざるを得ない。

(4) 平成 8 年 3 月 5 日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金調書のうち、番号 6）

ア 本件予算執行書について

証拠（甲 3 の 6 の 1）及び弁論の全趣旨によれば、平成 8 年 3 月 5 日に開催された懇談会の予算執行書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時（時間）、議題及び出席者欄を空白として公開されていること、上記懇談会への相手方出席者の全員が公務員であり、大学に在職する学者であることが認められる。

そうすると、前記したとおり、相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえ、非公開情報に該当しないのであるから、1 審被告が非公開情報に該当するとして、これを非公開とした決定は違法であるといわざるを得ない。

イ 本件支出金調書について

証拠（甲 3 の 6 の 2）及び弁論の全趣旨によれば、前記同日に開催された懇談会の支出金調書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「摘

要」欄の懇談会名の一部を空白として公開されていることが認められる。

上記懇談会の出席者が全員公務員であり、大学に在職する学者であることは、前記のとおりであるところ、相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報が非公開情報に該当しないことは、上記のとおりであるから、1審被告が非公開情報に該当するとして、これを非公開とした決定は違法であるといわざるを得ない。

- (5) 平成8年3月16日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金調書のうち、番号7）

ア 本件予算執行書について

証拠（甲3の7の1）及び弁論の全趣旨によれば、平成8年3月16日に開催された懇談会の予算執行書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時（時間）及び出席者欄を空白として公開されていること、上記懇談会への相手方出席者の全員が公務員であることが認められる。

そうすると、前記したとおり、相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえず、非公開情報に該当しないのであるから、1審被告が非公開情報に該当するとして、これを非公開とした決定は違法であるといわざるを得ない。

イ 本件支出金調書について

証拠（甲3の7の2）及び弁論の全趣旨によれば、前記同日に開催された懇談会の支出金調書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「摘要」欄の懇談会名の一部及び出席者名を空白として公開されていることが認められる。

上記懇談会の出席者が全員公務員であることは、前記のとおりであるところ、相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報が非公開情報に該当しないことは、前記のとおりであるから、1審被告が非公開情報に該当す

るとして、これを非公開とした決定は違法であるといわざるを得ない。

(6) 平成8年3月17日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金調書のうち、番号8）

ア 本件予算執行書について

証拠（甲3の8の1）及び弁論の全趣旨によれば、平成8年3月17日に開催された懇談会の予算執行書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時（時間）及び出席者欄を空白として公開されていること、上記懇談会には、相手方出席者として7名が出席しているところ、そのうち、公務員が3名、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が3名、それ以外の者が1名であることが認められる。

そうすると、前記したとおり、上記相手方出席者のうち、公務員3名の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえ、非公開情報に該当しないが、その他の者4名については、個人に関する情報であり、非公開情報に該当する。

ところで、1審被告の非開示の決定については、公務員3名の上記懇談会への出席に係る情報が非公開情報に該当しないことから、その他4名の非公開事由に該当する部分を除いて開示すべきかどうかについては、非開示情報が独立した一体の情報をさらに細分化することになるかどうかを検討すべきであるが、上記したように、公務員3名の出席に係る情報のうち、予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時（時間）欄の情報については、同時にその他4名の非公開事由に該当する部分でもあるから、結局、公務員3名の出席に係る情報については、予算執行書に記載された「2 執行の内容」欄のうち出席者欄（しかも公務員3名のみ）が上記部分を除いた情報となり、公務員3名の出席に係る一体の情報をさらに細分化することになる

というべきである（なお、出席者毎に独立した情報ということができるので、出席者欄に非公開事由に該当する公務員の氏名の記載とそうでない公務員以外の者の氏名の記載があったとしても、独立した一体の情報をさらに細分化することにはならない。）。そうすると、1審被告にこの部分のみの開示をすべき義務を負わすことはできないものといわざるを得ず、相手方出席者に関する情報については、全体として非公開情報であって、これを非公開とした決定に違法はない。

イ 本件支出金調書について

証拠（甲3の8の2）及び弁論の全趣旨によれば、前記同日に開催された懇談会の支出金調書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「摘要」欄の懇談会名の一部を空白として公開されていることが認められる。

そして、上記懇談会の相手方出席者は7名であり、そのうち、公務員が3名、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が3名、それ以外の者が1名であることは、前記のとおりであるところ、公務員以外の相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報であり、部分開示ができないものである。そうすると、結局、相手方出席者の全員の出席に係る情報が非公開情報に該当するものといわざるを得ず、1審被告が非公開情報に該当するとして、これを非公開とした決定に違法はない。

(7) 平成8年3月18日開催の懇談会について（本件予算執行書のうち、番号9）

証拠（甲3の9の1）及び弁論の全趣旨によれば、平成8年3月18日に開催された懇談会の予算執行書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時（時間）、議題及び出席者欄、別紙名簿を空白として公開されていること、上記懇談会には、相手方出席者として27名が出席しているところ、そのうち、公務員が13名（うち4名が大学に在職する学者）、法人

等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が2名、それ以外の者が12名であることが認められる。

そうすると、前記したとおり、上記相手方出席者のうち、公務員13名の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえず、非公開情報に該当しないが、その他14名については、個人に関する情報であり、非公開情報に該当する。

ところで、前記したように、公務員13名の出席に係る情報のうち、予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時（時間）欄及び議題の情報については、同時にその他14名の非公開事由に該当する部分でもあるから、結局、公務員13名の出席に係る情報については、予算執行書に記載された「2 執行の内容」欄のうち出席者欄（しかも公務員13名のみ）及び別紙名簿が上記部分を除いた情報となり、公務員13名の出席に係る一体の情報をさらに細分化することになるから、1審被告にこの部分のみの開示をすべき義務を負わすことはできないものといわざるを得ない。

そうすると、相手方出席者に関する情報については、全体として非公開情報であって、これを非公開とした決定に違法はない。

(8) 平成8年3月29日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金調書のうち、番号10）

ア 本件予算執行書について

証拠（甲3の10の1）及び弁論の全趣旨によれば、平成8年3月29日に開催された懇談会の予算執行書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時（時間）及び出席者欄を空白として公開されていること、上記懇談会への相手方出席者の全員が公務員であることが認められる。

そうすると、前記したとおり、相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえ、非公開情報に該当しないから、1審被告が非公開情報に該当するとして、これを非公開とした決定は違法であるといわざるを得ない。

イ 本件支出金調書について

証拠（甲3の10の2）及び弁論の全趣旨によれば、前記同日に開催された懇談会の支出金調書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「摘要」欄の懇談会名の一部を空白として公開されていることが認められる。

上記懇談会の出席者が全員公務員であることは、前記のとおりであるところ、相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報が非公開情報に該当しないことは、上記のとおりであるから、1審被告が非公開情報に該当するとして、これを非公開とした決定は違法であるといわざるを得ない。

(9) 平成8年2月16日開催の懇談会について（本件予算執行書のうち、番号11）

証拠（甲3の11の1）及び弁論の全趣旨によれば、平成8年2月16日に開催された懇談会の予算執行書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「題名」欄の一部、「1 目的及び内容」欄のうち、開催目的の一部、日時（時間）及び出席者欄を空白として公開されていること、上記懇談会には、相手方出席者として4名が出席しているところ、そのうち、公務員が2名、公務員でも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもない者が2名であることが認められる。

そうすると、前記したとおり、上記相手方出席者のうち、公務員2名の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえ、非公開情報に該当しないが、その他の者2名については、個人に関する情報であり、非公開情報に該当する。

ところで、前記したように、公務員2名の出席に係る情報のうち、予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1 目的及び内容」欄のうち、開催目的の一部及び日時（時間）欄の情報については、同時にその他2名の非公開事由に該当する部分でもあるから、結局、公務員2名の出席に係る情報については、予算執行書に記載された「1 目的及び内容」欄のうちの出席者欄（しかも公務員2名のみ）が上記部分を除いた情報となり、公務員2名の出席に係る一体の情報をさらに細分化することになるから、1審被告にこの部分のみの開示をすべき義務を負わすことはできないものといわざるを得ない。

そうすると、相手方出席者に関する情報については、全体として非公開情報であって、これを非公開とした決定に違法はない。

- (10) 平成8年2月22日開催の懇談会について（本件予算執行書のうち、番号12）

証拠（甲3の12の1）及び弁論の全趣旨によれば、平成8年2月22日に開催された懇談会の予算執行書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「題名」欄の一部、「1 目的及び内容」欄のうち、開催目的、日時（時間）及び出席者欄、関連措置欄を空白として公開されていること、上記懇談会への相手方出席者の全員が公務員でも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもないことが認められる。

そうすると、前記したとおり、相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別し得るものであるから、非公開情報に該当する。

したがって、1審被告が非公開情報に該当するとして、これを非公開とした決定に違法はない。

- (11) 平成8年3月1日開催の懇談会について（本件予算執行書のうち、番号13）

証拠（甲3の13の1）及び弁論の全趣旨によれば、平成8年3月1日に開催された懇談会の予算執行書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「題名」欄の一部、「1 目的及び内容」欄のうち、開催目的の一部、日時（時間）及び出席者欄を空白として公開されていること、上記懇談会には、相手方出席者として11名が出席しているところ、そのうち、公務員が1名、公務員でも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもない者が10名であることが認められる。

そうすると、前記したとおり、上記相手方出席者のうち、公務員1名の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえ、非公開情報に該当しないが、その他10名については、個人に関する情報であり、非公開情報に該当する。

ところで、前記したように、公務員1名の出席に係る情報のうち、予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1 目的及び内容」欄のうち、開催目的の一部及び日時（時間）欄の情報については、同時にその他10名の非公開事由に該当する部分でもあるから、結局、公務員1名の出席に係る情報については、予算執行書に記載された「1 目的及び内容」欄のうちの出席者欄（しかも公務員1名のみ）が上記部分を除いた情報となり、公務員1名の出席に係る一体の情報をさらに細分化することになるから、1審被告にこの部分のみの開示をすべき義務を負わすことはできないものといわざるを得ない。

そうすると、相手方出席者に関する情報については、全体として非公開情報であって、これを非公開とした決定に違法はない。

第4 結論

以上のとおり、本件予算執行書及び本件支出金調書のうち番号1、3、6、7及び10の各文書中の相手方出席者が識別され得る部分についての非公開決定は違法であるのでこれを取消し、1審原告のその余の請求（本件予算執行書

のうち番号2, 8, 9, 11ないし13の各文書, 本件支出金調書のうち番号2, 8の各文書中の相手方出席者が識別され得る部分についての非公開決定の取消請求)は, 理由がなく, 棄却すべきである。

よって, これと結論を異にする原判決(1審)は相当でないのでこれを変更することとし, 主文のとおり判決する(なお, 原判決別表二の予算執行書欄の記載に一部誤りがあったので, これを訂正した。)

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判長裁判官 田 中 由 子

裁判官 佐 藤 真 弘

裁判官 山 崎 秀 尚

目 録

- 1 原判決別表二の予算執行書のうち番号1ないし3, 6ないし13の文書中, 懇談会の名称及び議題, 懇談の相手方等の所属名, 職名, 肩書, 氏名等の懇談会の相手方出席者が識別され得る部分
- 2 原判決別表第二の支出金調書のうち番号1ないし3, 6ないし8, 10の文書中, 摘要欄に記載された懇談会の名称や肩書等の懇談会の相手方出席者が識別され得る部分

これは正本である。

平成 17 年 11 月 17 日

名古屋高等裁判所民事第 1 部

裁判所書記官 勝 又 文 代

	公務員	公務員大学教授	法人の代表者	それ以外
懇談1	○			
懇談2				○
懇談3		○		
懇談4				
懇談5				
懇談6		○		
懇談7	○			
懇談8	3		3	1
懇談9	9	4	2	12
懇談10	○			
懇談11	2			2
懇談12				○
懇談13	1			10